

健水発 0306 第 2 号
平成 27 年 3 月 6 日

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公印省略)

「浄水処理対応困難物質」の設定について

水道行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 24 年 5 月に利根川水系で発生したホルムアルデヒドによる水質事故の再発防止の観点から、同年 7 月に「水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会」を設置し、原因となり得る化学物質の抽出、生成メカニズム及び水道施設における低減方策等の検証、水道水源におけるリスクに応じた監視方法、施設整備及び管理のあり方の検討を行い、平成 25 年 3 月 28 日付け健水発 0328 第 2 号厚生労働省健康局水道課長通知「水道水源における水質事故への対応の強化について」により、水道事業者等による水道水源における水質事故に備えた対策が実施されるよう、同検討会の報告書を添えて通知したところです。

その後、「水質基準逐次改正検討会」及び「厚生科学審議会生活環境水道部会」において、事故等により原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質への対応について更なる検討を進め、今般、別紙のとおり検討結果をまとめ、通常の浄水処理により水質基準項目等を高い比率で生成する物質を「浄水処理対応困難物質」として新たに位置付けることとしました。

つきましては、別紙の「浄水処理対応困難物質」の取り扱いについてご留意頂き、水質事故把握のための体制整備等が図られますようよろしくお願いいたします。

また、「浄水処理対応困難物質」を取り扱う者に注意喚起を行うため、環境省に対しては都道府県等環境部局への周知依頼、経済産業省に対しては関係する同省所管業界団体への周知依頼を行うこととしていますので、関係行政部局との連携についてもご配慮をお願いします。

なお、「水道水源における水質事故への対応の強化について」(平成 25 年 3 月 28 日付

け健水発 0328 第 2 号厚生労働省健康局水道課長通知) は本通知をもって廃止します。
また、本通知は、地方自治法 (昭和 22 法律第 67 号) に規定する技術的助言であることを申し添えます。